3 キャリアパス要件について＜処遇改善加算＞

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ☑ 変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✔)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャリアパス要件Ⅰ　次のイからハまでのすべての基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 ☑ 該当　☐ 非該当
イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。

キャリアパス要件Ⅱ　次のイとロ両方の基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 ☑ 該当　☐ 非該当		
イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。		
	イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✔)した上で、具体的な内容を記載)	☑ ①	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。　※当該取組の内容について下記に記載すること 段階的なレベル(介護クリニカルラダーⅠ～Ⅴ)を設定し、レベルごとに管理実践項目から重要なもの(コミュニケーション、安全管理、認知症ケア等)を抽出し、必須研修として申請者はすべての研修を受講後、承認を受け、レベル毎に設けられた到達目標に自己評価と上職位者評価を加えたものを管理者へ提出し、最終評価という流れで認定を行う。 定期レベル認定は毎年1回とし、2月末日に行う。中途入職者の場合は入職3か月後に随時認定を行い適切なレベルの認定を行う。
		☑ ②	資格取得のための支援の実施　※当該取組の内容について下記に記載すること 職員が介護福祉士を取得するにあたって、実務者研修を勤務として給与を発生させる取り扱いにし、研修受講を奨励する 職員が介護福祉士を取得した場合、規定の昇給に加え、勤続年数に応じて基本給に加算を行う 学生へ奨学金(無利息)の貸出を行い、介護福祉士として病院施設で勤務できるよう支援を行う
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅲ　次のイとロ両方の基準を満たす。	加算Ⅰの場合は必ず「該当」 ☑ 該当　☐ 非該当		
イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。		
	具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✔)すること。)	☐ ①	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
		☐ ②	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
		☑ ③	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。		

※要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。